

## **報告事項 1 生産緑地法第10条の2第3項に基づく特定生産緑地の指定について**

---

特定生産緑地は、生産緑地指定から30年経過が近づいた農地等について、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを市町村が特定生産緑地として指定し、買取りの申出をすることができる指定期限を10年間延長することができる制度です。

令和3年11月及び令和4年8月の都市計画審議会にて、特定生産緑地の指定について意見聴取を行いました。その後、令和4年11月に980箇所、約170.4haを特定生産緑地に指定しましたので、ご報告します。